



「乗務員勤務制度の見直し」に踏まえ、安全・健康・ゆとり・働かがいの担保された乗務員職場を創る申し入れ 第2回団体交渉を行う！④

【行路作成】

12. 明け場面での負担を軽減するため、泊まり行路および居流し(ユニット)勤務における実乗務の充実については、乙ではなく甲の時間で実施するとともに、乙の拘束時間は甲よりも短い時間となるようにすること。なお、泊まり行路の退勤時刻については、正午を超えないようにすること。

【回答】乗務行路については、就業規則等に基づき列車設定等様々な制約を加味し、作成していく考えである。

(組合) 乙部分が長いと集中力が切れる。身体的負担もあり、甲よりも乙を短くするとともに、非番は12時を超えない行路作成を検討すること。

(会社) 列車設定によりできない部分もあるが、働きやすい行路の作成は会社の義務であり、極力、乙は短くすること、非番は12時を超えないことを意識して作成したい。

13. 乗務員の負担軽減のため、前泊が必要となる行路を解消するとともに、朝7時以前に勤務開始となる日勤行路を削減すること。なお、居流し(ユニット)勤務については泊まり行路化を推進すること。

【回答】乗務行路については、就業規則等に基づき列車設定等様々な制約を加味し、作成していく考えである。

(組合) 長距離通勤者が前泊することの無いよう、7時前の出勤は極力減らすこと。また、長時間拘束にならないよう求める。

(会社) 意見は理解するが、乗務割交番作成規程に基づいて効率性を追求し、7時間10分の実乗務が近づくような行路を作成していく。その結果として泊まり勤務の場合もあれば、日勤となる場合がある。食事時間の拡大も行っていることから、規程に則り作成する。そこは理解いただきたい。

(組合) 個別の行路は別途団体交渉で議論していく。

14. 乗務員の眠気防止のため、睡眠を目的とする乗務の中断については、運転士・車掌ともに就寝から起床までを4時間30分以上確保するとともに、入浴および身支度を整える時間についても十分に確保した行路を作成すること。

【回答】乗務行路については、就業規則等に基づき列車設定等様々な制約を加味し、作成していく考えである。

(組合) 就寝から起床までを4時間30分確保すること。現行規程の「着発」の時間では実際の睡眠時間が短くなる。特に木更津駅では、入区時も出区時もZ入換で時間を要し、入浴をすれば睡眠時間は3時間を切る。満足に眠れないとの声が多い。

(会社) 規程通りに行路を作成しているが、極力、睡眠時間を拡大するよう努力している。ただし、列車設定が大きく変わらない限りは持ち替え等での対応を目指す。

なお、木更津のZ入換については区所毎に乗務できる車種に違いがあるため、(他区運転士による入換補助を行うことができず)本線乗務してきた運転士がそのまま入換しなければならない背景がある。今後も改善を常に検討していく。